

新生児聴覚検査のご案内

※令和6年度より新生児聴覚検査の全額助成が始まります。

対象 ・令和6年4月1日以降に生まれ、

検査日において保護者が南魚沼市に住所を有するもの

新生児聴覚検査とは

生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長はみんなの願いです。しかし、赤ちゃんの1,000人のうち1~2人は、生まれつき耳のきこえに障がいを持っています。早期に発見して適切なサポートを開始することが赤ちゃんの言葉と心の成長のためにはとても大切です。

きこえの障がいは、目に見えないため気づかれにくいものですが、早期に発見するためにも「新生児聴覚検査」を受けることをおすすめします。

検査時期と費用について

- ・出産した医療機関で、入院中(1週間以内)に検査を行います。出産した医療機関以外で検査を受ける場合、出生後1か月以内をめぐりに医療機関を受診してください。
- ・検査を実施していない医療機関で出産した場合でも、他の医療機関の外来で検査を受けることができます。
- ・魚沼基幹病院で出産されたお子さんは受診票を医療機関に提出することで検査を無料で受けることができます。
- ・その他の医療機関で検査を受けた場合は、一度全額お支払いいただき、後日申請することで払い戻しを受けることができます。(償還払い)
- ・費用は医療機関によって異なりますが、一般的には5千円から1万円ほどです。

申請方法

魚沼基幹病院で検査を受ける場合

受診票を医療機関に提出し助成を受けてください。申請は不要です。

その他の医療機関で検査を受ける場合

医療機関で全額お支払いいただき、6か月以内に下記窓口で申請を行います。

- ・南魚沼市役所 保健課
- ・大和市民センター
- ・塩沢市民センター

持ち物

未使用の新生児聴覚検査受診票、領収書及び明細書、母子健康手帳
振り込み口座番号がわかるもの(通帳等)

お問合せ先：南魚沼市役所 保健課 025-773-6811

